

## 第53号議案

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年8月31日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

市長及び副市長の給料月額について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（給料の額の特例）</p> <p>6 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（給料の額の特例に係る特別措置）</u></p> <p>7 <u>市長及び副市長の給料の額は、第3条及び前項の規定にかかわらず、令和2年10月1日から令和2年10月31日までの間、第3条に規定する額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第5条の規定の適用については、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p style="text-align: center;">（給料の額の特例）</p> <p>6 （略）</p>

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

参 照

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市長及び副市長の給料月額について減額措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

市長及び副市長の給料月額を次のとおり減額する。

		減額期間	減額割合	減額後の額	減額前の額
現 行	市 長	令和2年7月1日～ 令和3年3月31日	5/100	1,007,950円	1,061,000円
	副市長	令和2年7月1日～ 令和3年3月31日	5/100	840,750円	885,000円
改正案	市 長	令和2年7月1日～ 令和2年9月30日	5/100	1,007,950円	1,061,000円
		令和2年10月1日～ 令和2年10月31日	15/100	901,850円	
		令和2年11月1日～ 令和3年3月31日	5/100	1,007,950円	
	副市長	令和2年7月1日～ 令和2年9月30日	5/100	840,750円	885,000円
		令和2年10月1日～ 令和2年10月31日	15/100	752,250円	
		令和2年11月1日～ 令和3年3月31日	5/100	840,750円	

※ 今回の減額措置は、退職手当の額の算出には適用しない。

3 施行期日

令和2年10月1日